

知的財産高等裁判所設置法案（閣法第六二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、我が国の経済社会における知的財産の活用進展に伴い、その保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、これを専門的に取り扱う知的財産高等裁判所を設置するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、設置

東京高等裁判所に、特別の支部として、知的財産高等裁判所を設ける。

二、取扱事件

東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、知的財産に関する事件を取り扱う。

三、司法行政事務等

1 最高裁判所は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官を定めることとし、その裁判官のうち一人に知的財産高等裁判所長を命ずる。

2 知的財産高等裁判所がその司法行政事務を行うのは、そこに勤務する裁判官の会議の議によるものと
し、知的財産高等裁判所長が、これを総括する。

3 知的財産高等裁判所の庶務をつかさどらせるため、知的財産高等裁判所事務局を置く。

四、施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。